

次期通常国会提出予定法案に係るデジタル原則適合性確認等のための指針（案）

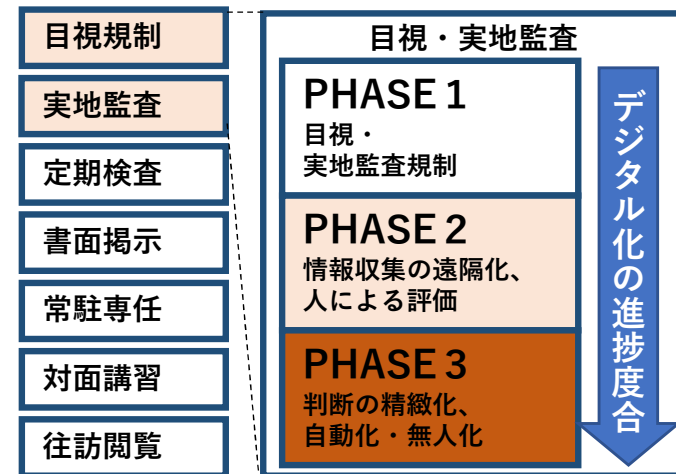
※黄色塗りつぶしが今回主に拡充した部分

1. 趣旨・対象

- 次期通常国会に提出予定の法案を対象に、本指針に基づき、デジタル原則への適合性確認を実施。
- 確認対象となる規定は次のとおり。
 - ・ 7項目の代表的なアナログ規制に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定（目視、実地監査、定期検査・点検、常駐・専任、対面講習、書面掲示、往訪閲覧・縦覧）
 - ・ フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定（光ディスク、シーディー・ロム、磁気ディスク、光磁気ディスク、フレキシブルディスク、磁気テープ）

2. 7項目の代表的なアナログ規制の確認方法等

- 7項目に該当するアナログ規制を課している条項（=PHASE 1）が存在しないことを確認。下位法令や通知・通達等を含めてPHASEの当てはめを行う場合においては、その工程も明確化。
- 活用可能な技術の水準等に応じてPHASE 2 又は 3のいずれの段階にあるかを確認。
- テクノロジーマップ及び技術カタログを活用してデジタル化を実施。デジタル庁において今後横断的なデジタル技術等の検証に必要な支援を具体化。
- ※ 各府省が規制の見直しを行うに際して参考となる事例を紹介（例：目視・実地監査規制について、道路橋や道路トンネルなどの点検におけるAIを活用した画像解析等）



3. フロッピーディスク等の記録媒体を指定する規定に係る確認方法

- オンラインでの手続や他の記録媒体、クラウド等の利用ができることを確認（「電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により提出」「電磁的記録をもって作成」「電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体を持って調整する方法により作成」など）。